

広報あいかわ

国民健康保険特別会計

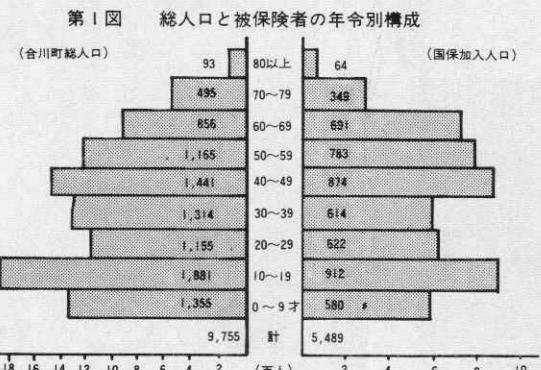
国保税を四年ぶりに引上げ

医療給付の増大が原因

これまで町民の間から国保税は、町民税や固定資産税に比較して高過ぎると言う声がありました。三年間据置いた国保税を昭和四十八年度では、これまでの一世帯当り一万八千円から二万八千円に引上げることになりました。これは当局としてもしのびないものではありませんが、その原因として医療単価の引上げ、老人医療の無料化、人口の老令化などいろいろあるわけであります。国保事業の内容をできるだけ詳しく紹介して、皆さんのご理解をいただきたいと思います。

国保事業のしくみ

他の社会保険に加入しているように、総人口と比較して非常に老化現象が現われております。また、被保険者の年令別の構成も、第一図に示され



四十七年度の医療給付

異状な增高

十七年一月に医療単価が約10%アップになり、また四十七年四月から七十才以上の老人の方の医療費が無料化されたことが大きな要因となっています。

これは平均的な基準で、その町村の被保険者の所得率の国庫負担金が四〇%、調整交付金が五%、事務費補助金等が約五%、被保険者が医療機関の窓口で支払う一部負担金が三〇%、残りの四〇%は保険税ということになります。

この一二〇のうち国から支出されるものとして、定率の国庫負担金が四〇%、調整交付金が五%、事務費補助金等が約五%、被保険者が医療機関の窓口で支払う一部負担金が三〇%、残りの四〇%は保険税ということになります。

これは平圧的な基準で、その町村の被保険者の所得率の国庫負担金が四〇%、調整交付金が五%、事務費補助金等が約五%、被保険者が医療機関の窓口で支払う一部負担金が三〇%、残りの四〇%は保険税ということになります。

これは平圧的な基準で、その町村の被保険者の所得率の国庫負担金が四〇%、調整交付金が五%、事務費補助金等が約五%、被保険者が医療機関の窓口で支払う一部負担金が三〇%、残りの四〇%は保険税ということになります。

これは平圧的な基準で、その町村の被保険者の所得率の国庫負担金が四〇%、調整交付金が五%、事務費補助金等が約五%、被保険者が医療機関の窓口で支払う一部負担金が三〇%、残りの四〇%は保険税ということになります。

これは平圧的な基準で、その町村の被保険者の所得率の国庫負担金が四〇%、調整交付金が五%、事務費補助金等が約五%、被保険者が医療機関の窓口で支払う一部負担金が三〇%、残りの四〇%は保険税ということになります。

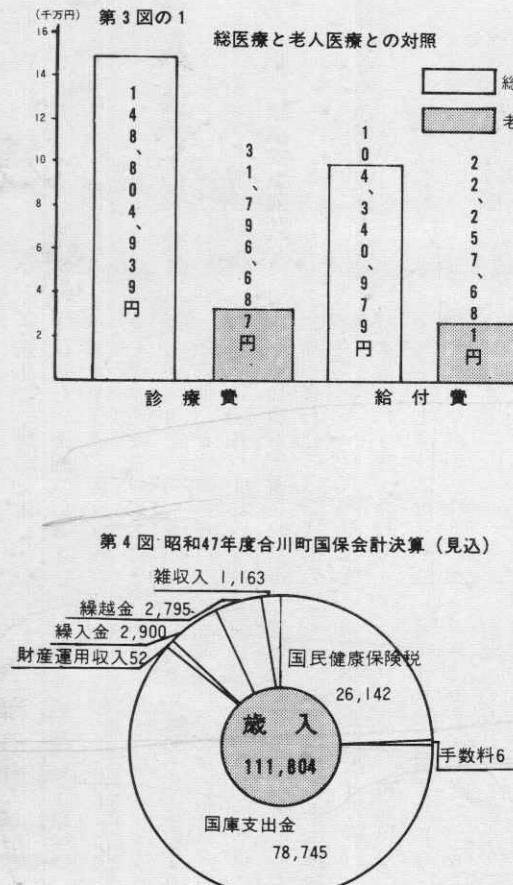
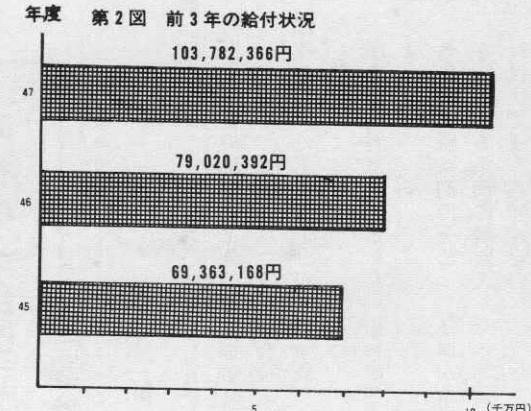
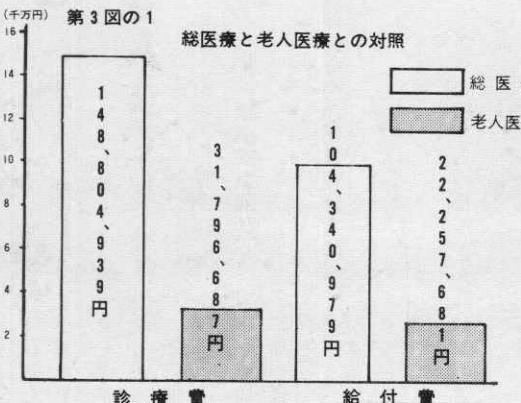
これは平圧的な基準で、その町村の被保険者の所得率の国庫負担金が四〇%、調整交付金が五%、事務費補助金等が約五%、被保険者が医療機関の窓口で支払う一部負担金が三〇%、残りの四〇%は保険税ということになります。

これは平圧的な基準で、その町村の被保険者の所得率の国庫負担金が四〇%、調整交付金が五%、事務費補助金等が約五%、被保険者が医療機関の窓口で支払う一部負担金が三〇%、残りの四〇%は保険税ということになります。

これは平圧的な基準で、その町村の被保険者の所得率の国庫負担金が四〇%、調整交付金が五%、事務費補助金等が約五%、被保険者が医療機関の窓口で支払う一部負担金が三〇%、残りの四〇%は保険税ということになります。



今年、鎌沢部落は成人病検診のモデル地区に指定されました。(6月26日の検診風景)



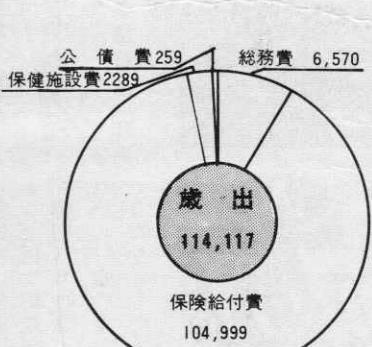
四十七年度決算(見込)は赤字会計に転落本町では昭和四十五年度から四十七年度までの三年間、保険税を据置きにしてきましたが、最近医療費が急激に増大したため収支のバランスが崩れ、昭和四十七年度決算見込みでは第四回と第五回に示されているように、約二百四十万円の赤字ができる予想です。これを正常な形に戻すためには、これから医療給付の状況を慎重に見極める協議を重ねてきたわけですが、昭和四十八年度の保険税をこれまでの一世帯当り一万八千円を二万八千円と約5%引き上げたわけです。この賦課の方法ですが、

昭和48年度市町村別(北鹿2市2郡)
第2表 保険税及療養費1人当額(予算)

北鹿順位	保険者名	被保険者数	保険税	保険税1人当額	療養費1人当額
1	小坂町	2,729	27,253	9,986	29,178
2	鷹巣町	13,159	114,905	8,732	19,711
3	大館市	27,760	238,050	8,575	21,093
4	比内町	8,206	69,340	8,450	20,625
5	上小阿仁村	2,135	15,192	7,116	24,185
6	田代町	4,237	29,844	7,043	17,565
7	合川町	5,950	41,672	7,003	16,939
8	森吉町	6,300	41,360	6,565	18,170
9	鹿角市	28,500	181,972	6,384	18,128
10	阿仁町	3,800	22,100	5,816	19,186

北鹿順位	保険者名	被保険者数	保険税	保険税1人当額	療養費1人当額
1	大館市	28,062	232,362	8,280	17,656
2	比内町	8,542	61,876	7,244	16,404
3	小坂町	2,989	20,948	7,008	21,527
4	鷹巣町	13,477	84,071	6,238	15,649
5	田代町	4,449	27,450	6,170	14,848
6	阿仁町	3,854	19,138	4,966	16,684
7	上小阿仁村	2,830	11,628	4,886	20,474
8	鹿角市	28,485	138,272	4,855	15,705
9	森吉町	6,655	30,381	4,565	14,060
10	合川町	5,928	26,049	4,394	17,601

昭和47年度市町村別(北鹿2市2郡)
第1表 保険税及療養費1人当額



国保事業の運営についていろいろな事項を相談する機関として「合川町国民健康保険運営協議会」が設けられています。これは、町が保険者として運営する国保事業の諮詢機関ともいってべきものであります。これは、町が保険税の引上げについても慎重に協議していただき、全員一致で決定をしたものであります。その構成メンバーは被保険者代表四名、医師(薬剤師)代表四名からなっております。現在の委員は次のとおりです。

国保の運営は
諮詢機関に諮つて
おります。

合川町では四方式を取り入れております。
所得割が百分の四十、資産割が百分の三十五、世帯別平均等割が百分の十五の割合であります。参考のため近隣市町村の保険税を比較対照してみますと、昭和四十七年度に比べては方法がないであります。昭和四十七年度は第二表のとおりであります。

